佐伯と竹田の法務局の会社・法人登記は、9/26(月)から大分法務局・本庁での取扱いへ！

社保滞納や未加入で…不良不適格業者の烙印が

許可認可の係より

「社会保険に未加入の業者は不良不適格業者として、経審だけでなく許可更新の際にもチェックし排除する…」との厳しい指針を国交省の中建審が7/27に公表しました。一方7/30の朝日に元社保庁職員の飯塚勇氏が「厚年の加入拡大、柔軟な対応で倒産避けよ」と今春、日本年金機構が厚労省に出した要望と同じ提案を投稿しています。社保に加入していても保険料を滞納していて確認証明を出して貰えない時は、未加入扱いとなり経審のP点で43ポイントも減点されます。おまけに不良不適格業者の烙印まで押されてはたまりません。「社保料は法人税と違い、赤字でも毎月必ず支払いが求められる過酷な仕組み…5人未満の法人は1/2以上の同意で脱退できるように…厳しくすれば倒産が増える！」と飯塚氏は訴えます。今月から厚年の保険料が又UPします。新首相の野田氏は消費税UP論者。景気は良くなるのでしょうか？

にしうまぎょうせい事務所 豆ニュース
<NO.237>
平成23年9月発行

6カ月間休みなくうつ病に…労災認定はできるの？

「去年の10月から全くの休日なしで働いて来た…今年3月に体調を崩し、受診したらうつ病と診断された…社保の傷病手当金(報酬の2/3を1年6カ月の範囲で支給)を貰って休職しているが、どうすれば…?」との相談が30代前半の女性からありました。複合商業施設内の小売店に責任者として勤務し、長時間の残業だけでなく昼休みも殆ど取れず、一日の休みもなかったとの事です。性格も明るく健康体の女性ですが、過酷な労働環境の下で精神障害を発病しました。厚労省・職業病認定対策室の資料を、ネットでみる事が出来ます。①うつ病等を発病②発病前約6カ月間に業務による強い心理的負荷③業務外の発病要因がない…の3つの要件を満たせば労災として認定し補償される…となっています。昨年度全国で1181件の請求がなされ、308件の支給を決定。諦めず労基署に相談してみる事をお勧めしました。

社労業務の係より

毎月の給与計算時に、①建退共証紙の購入と②証紙受払簿・手帳受払簿への記入をお忘れなく！